火薬類消費計画書

1. 消費の方法　※該当事項に☑し、その内容を記載

(1) 発破の時間

発破時間　　　　　　　時　　分　～　　時　　分

(2) 発破の方法

① 発破の種類

□ ベンチ発破、□ 盤下げ発破、□ トンネル掘進発破、□ 小割発破

□ その他（発破の種類：　　　　　　　　　　　　　　）

② 消費する火薬および爆薬の主な種類

火薬　□ 使用有（種類：　　　　　　　　　　　　　　　　　）　・　□ 使用無

爆薬　□ 使用有（種類：　　　　　　　　　　　　　　　　　）　・　□ 使用無

③ 点火の方法

□ 電気発破（種類：□瞬発、□DS、□MS、発破母線の長さ　　m）

（結線の方法：□ 直列　・　□ 並列　・　□ 直並列）

□ 導火線発破（１本の長さ　　m、同一人の連続点火数　　発）

□ 導火管発破

□ その他（発破の方法：　　　　　　　　　　　　　）

④ 発破孔の込物

□ 有(込物：　　　　　　　　　　　　)　・　□ 無

(3) 火薬類消費数量の根拠

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請期間の切取り又は破壊物の量 | m3 | １孔あたりの最大装薬量 | 爆薬　　　　　kg火薬　　　　　kg |
| １m3あたりの破壊に必要な火薬類の量 | 爆薬　　　　　kg火薬　　　　　kg | 発破1回あたりの最大孔数 | 孔 |
| 申請期間の切取り又は破壊に必要な火薬類の量 | 爆薬　　　　　kg火薬　　　　　kg | 発破１回あたりの最大装薬量 | 爆薬　　　　　kg火薬　　　　　kg |
| 平均削孔長 | m | １日の最大発破回数 | 回 |
| 1日の最大消費量 | 爆薬　　　　　kg火薬　　　　　kg電気雷管　　　　個工業雷管　　　　個導火線　　　　　m | 1月の最大消費量 | 爆薬　　　　　kg火薬　　　　　kg電気雷管　　　　個工業雷管　　　　個導火線　　　　　m |

(4) 火薬類の年間消費数量内訳

火薬類の年間消費数量内訳は、滋火様式第6-3-1の火薬類年間消費数量内訳書による。

(5) 火薬類取扱所

① 設置の有無：□設置する（設置数　　　箇所）　　□設置しない

② 火薬類を火薬類取扱所に存置する場合の見張人：□ 常時配置　　□ 配置なし

③ 火薬類取扱所に土提を設けない場合の殉爆を避け得る距離（以下「殉爆距離」という。）および他の施設までの距離

・火薬類取扱所に貯蔵する最大の火薬類の量：　　　kg

・殉爆距離：　　　m

殉爆距離[m]＝1.5×火薬類取扱所に貯蔵する最大の火薬類の量[kg]の立方根

・火工所までの距離　　　m

・火薬庫までの距離　　　m　□殉爆距離内に対象なし

・火気を取り扱う場所までの距離　　　m　□殉爆距離内に対象なし

・人の出入りする建物までの距離　　　m　□殉爆距離内に対象なし

・上記の距離が殉爆距離を確保できない場合の対策

対策：

④ 構造　※上記②が「常時配置」の場合は記載不要

□鉄筋コンクリート造

・壁の厚さ：□10cm以上　□10cm未満

□コンクリートブロック造

・壁の厚さ：□12cm以上　□12cm未満

□軽量形鋼造

・側面の壁の外面：□厚さ2mm以上の鉄板　□左記以外

・床の下面：□厚さ2mm以上の鉄板貼り　□左記以外

・天井裏または屋根裏：□金網(線径4mm以上、網目5cm以下)張り　□左記以外

⑤ 屋根の外面：□金属板　□スレート板　□瓦　□その他（　　　　　　　　　　　）

⑥ 扉　※上記②が「常時配置」の場合は記載不要

・外面：□厚さ2mm以上の鉄板張り　□左記以外

・鍵：□設置する（なんきん錠及びえび錠を除く）□左記以外

⑦ 暖房設備：□設置（□建物内と完全に離隔した熱源　□左記以外）　□設置しない

⑧ 建物内の照明設備：□設置（□防爆型照明　□左記以外）　□設置しない

⑨ 境界柵

・柵の高さ　　　m

・境界の材質：□有刺鉄線（間隔　　　cm）　□トラロープ（間隔　　　cm）

□ネットフェンス　□その他（　　　　　　　　　　）

⑩ 定員　　　人

⑪ 火薬類取扱所の構造を別紙に添付

(6) 火工所

① 火工所の設置数：　　　箇所

② 火薬類を火工所に存置する場合の見張人：□ 常時配置　　□ 配置なし

③ 火工所の殉爆距離および他の施設までの距離

・火工所に持ち込む最大の火薬類の量　　　kg

・殉爆距離：　　　m

殉爆距離[m]＝1.5×火工所に持ち込む最大の火薬類の量[kg]の立方根

・他の火工所までの距離　　　m　□殉爆距離内に対象なし

・火薬庫までの距離　　　m　□殉爆距離内に対象なし

・火気を取り扱う場所までの距離　　　m　□殉爆距離内に対象なし

・人の出入りする建物までの距離　　　m　□殉爆距離内に対象なし

・上記の距離が殉爆距離を確保できない場合の対策

対策：

④ 構造：□建物　□テント　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　）

⑤ 暖房設備：□設置（□建物内と完全に離隔した熱源　□左記以外）　□設置しない

⑥ 建物内の照明設備：□設置（□防爆型照明　□左記以外）　□設置しない

⑦ 境界柵

・柵の高さ　　　m

・境界の材質：□有刺鉄線（間隔　　　cm）　□トラロープ（間隔　　　cm）

□ネットフェンス　□その他（　　　　　　　　　　）

⑧ 定員　　　人

⑨ 火工所の構造を別紙に添付

(7) 危険予防の方法

① 発破時の立ち入り禁止区域

発破する際は発破場所から　　　m以内は立ち入り禁止

② 発破孔の飛石防止措置

□ 有（□ 防護シート、□ 金網、□ 畳、□ その他（　　　　　　　　　　　　　））

□ 無

③ 見張人の配置

□ 有　・　□ 無

④ 発破する際の警告の方法

□ サイレン、□ 拡声器、□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　）

⑤ 発破する者に対する飛石防護の方法

発破者に対する防護措置　□ 有（防護方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□ 無

発破者は発破場所から　　　m以上離れて点火

⑥ 発破終了後の措置

発破終了後から　　　分以上経過後に発破場所およびその付近への立ち入り

⑦ 火薬類の運搬用具

火薬類を運搬する用具の材質：

 (8) 保安教育

火薬類取締法第29条第6項に規定する、従業者に対する保安教育は、　　　年　　月頃に実施する

2. 消費場所において火薬類を取り扱う必要のある者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 従事区分 | 氏名 | 年齢 | 免状※２ | 雇用関係※３ |
| 正取扱保安責任者 | 滋火様式第6-8号「火薬類取扱保安責任者等選解任届」による |
| 代理者取扱保安責任者 | 滋火様式第6-8号「火薬類取扱保安責任者等選解任届」による |
| 副取扱保安責任者 | 滋火様式第6-8号「火薬類取扱保安責任者等選解任届」による |
| 火薬類取扱所責任者 |  | 歳 | 甲・乙・発・なし | 直接・出向 |
| 火工所責任者 |  | 歳 | 甲・乙・発・なし | 直接・出向 |
| 発破責任者 |  | 歳 | 甲・乙・発・なし | 直接・出向 |
| 発破係 |  | 　　歳 | 甲・乙・発・なし | 直接・出向 |
| 運搬係 |  | 歳 | 甲・乙・発・なし | 直接・出向 |
| 保管係 |  | 歳 | 甲・乙・発・なし | 直接・出向 |
|  |  | 歳 | 甲・乙・発・なし | 直接・出向 |
|  |  | 歳 | 甲・乙・発・なし | 直接・出向 |
|  |  | 歳 | 甲・乙・発・なし | 直接・出向 |
|  |  | 歳 | 甲・乙・発・なし | 直接・出向 |
|  |  | 歳 | 甲・乙・発・なし | 直接・出向 |
|  |  | 歳 | 甲・乙・発・なし | 直接・出向 |
|  |  | 歳 | 甲・乙・発・なし | 直接・出向 |
|  |  | 歳 | 甲・乙・発・なし | 直接・出向 |

※１　火薬類を取り扱う者すべてを記入する。

※２　「甲」、「乙」は火薬類取扱保安責任者、「発」は発破技士の免状区分を示す。該当するものに○をする。

※３　「直接」は申請者と直接雇用関係にある者、「出向」は他者の従業員を申請者の指揮監督のもと火薬類取扱に従事する者として受け入れた場合を示す。他者の従業員を受け入れた場合は、滋火様式第6-4号「火薬類取扱者出向通知書」を提出する。

3. 消費場所付近の見取図

 (1) 保安物件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 保安物件の名称　※１ | 発破場所から保安物件までの最短距離 |
| 第１種保安物件 |  | m |
| 第２種保安物件 |  | m |
| 第３種保安物件 |  | m |
| 第４種保安物件 |  | m |

　　※１　発破場所から保安物件までの最短距離が500m以上の場合は「該当なし」を記載

(2) 火薬類消費場所付近の見取図

火薬類消費場所付近の見取図は、以下に基づき作成したものを別紙に添付する。

・発破場所から500mの範囲を示せる縮尺の地図に記載

・発破場所から200mの半径円を図示

・発破場所、火薬類取扱所、火工所、見張人、警告標識、保安物件（図面に記載できる範囲のもの）を図示